

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（手数料）</p> <p>第 80 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 別表に掲げる手数料の料率並びに別表に掲げる手数料以外の手数料及びその料率は、機構が<u>執行役社長の決定により</u>これを定める。</p> <p>（規則の改正）</p> <p>第 85 条 機構は、外国株券等保管振替決済制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、<u>執行役社長の決定により</u>、この規則を改正することができる。</p>	<p>（手数料）</p> <p>第 80 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 別表に掲げる手数料の料率並びに別表に掲げる手数料以外の手数料及びその料率は、機構が<u>取締役会の決議を経て</u>これを定める。</p> <p>（規則の改正）</p> <p>第 85 条 機構は、外国株券等保管振替決済制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、<u>取締役会の決議を経て</u>、この規則を改正することができる。</p>

2 附 則

この改正規定は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。

以 上